

長野県地域防災計画

震災対策編

平成 30 年度修正（案）
（平成 31 年 1 月）

新旧対照表

新	旧	修正理由・備考
<p>第1節 計画作成の趣旨</p> <p>2 計画の性格</p> <p>この計画は、災害対策基本法第40条、大規模地震対策特別措置法第6条第2項の規定に基づき、長野県防災会議が作成する「長野県地域防災計画」の「震災対策編」として、大規模な地震災害に対処すべき事項を中心に定めるものとする。</p> <p><u>また、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第5条第2項の規定に基づく「推進計画」及び首都直下地震対策特別措置法第21条の規定に基づく「地方緊急対策実施計画」については、その定められるべき基本事項がこの「震災対策編」に含まれるため、「震災対策編」はこれら2つの計画を兼ねるものとします。</u></p>	<p>第1節 計画作成の趣旨</p> <p>2 計画の性格</p> <p>この計画は、災害対策基本法第40条、大規模地震対策特別措置法第6条第2項及び南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第5条第2項の規定に基づき、長野県防災会議が作成する「長野県地域防災計画」の「震災対策編」として、大規模な地震災害に対処すべき事項を中心に定めるものとする。</p>	<p>新たに、地域防災計画を首都直下地震対策特別措置法に基づく地方緊急対策実施計画に位置付けることによる修正</p>

新	旧	修正理由・備考								
<p>第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第2 処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>3 指定地方行政機関</p> <table border="1" data-bbox="172 449 1270 768"> <tr> <td data-bbox="172 449 457 541">(12)東京管区気象台 (長野地方気象台)</td> <td data-bbox="457 449 1270 541">ア 地震情報、<u>南海トラフ地震に関連する情報等</u>の通報に関する こと。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="172 541 457 676"><u>(16)中部地方環境事 務所</u></td> <td data-bbox="457 541 1270 676">ア <u>有害物質の漏洩及び石綿の飛散防止に関すること。</u> イ <u>災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促 進に関すること。</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="172 676 457 768"><u>(17) 関東地方測量部</u></td> <td data-bbox="457 676 1270 768">ア <u>災害時等における地理空間情報の整備・提供に関すること。</u> イ <u>復旧・復興のための公共測量の指導・助言に関すること。</u></td> </tr> </table>	(12)東京管区気象台 (長野地方気象台)	ア 地震情報、 <u>南海トラフ地震に関連する情報等</u> の通報に関する こと。	<u>(16)中部地方環境事 務所</u>	ア <u>有害物質の漏洩及び石綿の飛散防止に関すること。</u> イ <u>災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促 進に関すること。</u>	<u>(17) 関東地方測量部</u>	ア <u>災害時等における地理空間情報の整備・提供に関すること。</u> イ <u>復旧・復興のための公共測量の指導・助言に関すること。</u>	<p>第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第2 処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>3 指定地方行政機関</p> <table border="1" data-bbox="1380 449 2466 541"> <tr> <td data-bbox="1380 449 1656 541">(12)東京管区気象台 (長野地方気象台)</td> <td data-bbox="1656 449 2466 541">ア 地震情報、<u>東海地震に関連する情報等</u>の通報に関する こと。</td> </tr> </table> <p><u>-(新設)-</u></p> <p><u>-(新設)-</u></p>	(12)東京管区気象台 (長野地方気象台)	ア 地震情報、 <u>東海地震に関連する情報等</u> の通報に関する こと。	<p>南海トラフ地震に関連 する情報の運用が開始 されたため。</p> <p>防災基本計画において、 以下の記載があり、地域 単位における対応の要 となるのが地方環境事 務所（指定地方行政機 関）であるため、新たに 記載を追加する。</p> <p>・「国〔環境省〕、地方公 共団体又は事業者は、有 害物質の漏洩及び石綿 の飛散を防止するため、 施設の点検、応急措置、 関係機関への連絡、環境 モニタリング等の対策 を行うものとする。」等 の有害物質に関する記 載。</p> <p>・「国〔環境省〕及び地 方公共団体は、災害廃棄 物対策に関する広域的 な連携体制や民間連携 の促進等に努めるもの とする。」等の災害廃棄 物に関する記載</p>
(12)東京管区気象台 (長野地方気象台)	ア 地震情報、 <u>南海トラフ地震に関連する情報等</u> の通報に関する こと。									
<u>(16)中部地方環境事 務所</u>	ア <u>有害物質の漏洩及び石綿の飛散防止に関すること。</u> イ <u>災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促 進に関すること。</u>									
<u>(17) 関東地方測量部</u>	ア <u>災害時等における地理空間情報の整備・提供に関すること。</u> イ <u>復旧・復興のための公共測量の指導・助言に関すること。</u>									
(12)東京管区気象台 (長野地方気象台)	ア 地震情報、 <u>東海地震に関連する情報等</u> の通報に関する こと。									

新	旧	修正理由・備考
<p>第1節 地震に強い県づくり</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 地震に強い県土づくり</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】(全部局)</p> <p>(イ) 基幹的な交通・通信施設等の整備については、各施設等の耐震設計や代替性を確保するための道路ネットワークの充実、施設・機能の代替性の確保、各交通・通信施設間の連携の強化等により、大規模災害発生時の輸送・通信手段の確保に努める。</p> <p>2 地震に強いまちづくり</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】(全部局)</p> <p>(ア) 地震に強い都市構造の形成</p> <p>a 広域物資輸送拠点、地域内輸送拠点を経て、各指定避難所への支援物資を届けるための緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、主要な市街地等と高速道路のアクセス強化等、ネットワーク機能の向上、道路情報ネットワークシステム、道路防災対策等を通じて安全性、信頼性の高い道路網の整備を図る。また、避難路、緊急輸送路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図る。</p> <p>(カ) 災害応急対策等への備え</p> <p>c 民間企業等を含む関係機関との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努める。</p> <p><u>また、協定締結などの連携強化に当たっては、実効性の確保に留意する。</u></p> <p>e <u>災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ市町村と救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度や救助実施市制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行うておくものとする。</u></p> <p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p>(カ) 災害応急対策等への備え</p> <p>c 県、市町村との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努めるものとする。</p> <p><u>また、協定締結などの連携強化に当たっては、実効性の確保に留意するものと</u></p>	<p>第1節 地震に強い県づくり</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 地震に強い県土づくり</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】(全部局)</p> <p>(イ) 基幹的な交通・通信施設等の整備については、各施設等の耐震設計や代替路を確保するための道路ネットワークの充実、施設・機能の代替性の確保、各交通・通信施設間の連携の強化等により、大規模災害発生時の輸送・通信手段の確保に努める。</p> <p>2 地震に強いまちづくり</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】(全部局)</p> <p>(ア) 地震に強い都市構造の形成</p> <p>a 広域物資輸送拠点、地域内輸送拠点を経て、各避難所への支援物資を届けるための緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、主要な市街地等と高速道路のアクセス強化等、ネットワーク機能の向上、道路情報ネットワークシステム、道路防災対策等を通じて安全性、信頼性の高い道路網の整備を図る。また、避難路、緊急輸送路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図る。</p> <p>(カ) 災害応急対策等への備え</p> <p>c 民間企業等を含む関係機関との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努める。</p> <p>- (新設) -</p> <p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p>(カ) 災害応急対策等への備え</p> <p>c 県、市町村との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努めるものとする。</p>	<p>記載をより適当な表現に修正</p> <p>国の防災基本計画に合わせて修正(以下同じ)</p>

<p><u>する。</u></p> <p>ウ【関係機関が実施する計画】</p> <p>(カ) 災害応急対策等への備え</p> <p> c 民間企業等を含む関係機関との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努めるものとする。</p> <p> <u>また、協定締結などの連携強化に当たっては、実効性の確保に留意するものとする。</u></p>	<p>ウ【関係機関が実施する計画】</p> <p>(カ) 災害応急対策等への備え</p> <p> c 民間企業等を含む関係機関との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努めるものとする。</p>	
--	---	--

新	旧	修正理由・備考
<p>第2節 情報の収集・連絡体制計画 第3 計画の内容 1 情報の収集・連絡体制の整備 (2) 実施計画 ア【県が実施する計画】 (ア) 情報収集ルートを、あらかじめ設定する。(第3章災害応急対策計画第1節災害情報の収集・連絡活動参照)(危機管理部) <u>また、災害発生直後、被害が甚大な市町村等を早期に把握するため、県が情報収集する内容及び報告時間を予め定めると共に、関係機関に周知するものとする。(全部局)</u></p>	<p>第2節 情報の収集・連絡体制計画 第3 計画の内容 1 情報の収集・連絡体制の整備 (2) 実施計画 ア【県が実施する計画】 (ア) 情報収集ルートを、あらかじめ設定する。(第3章災害応急対策計画第1節災害情報の収集・連絡活動参照)(危機管理部)</p>	<p>北海道胆振東部地震の課題を踏まえた修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p>第3節 活動体制計画 第3 計画の内容 3 防災中枢機能等の確保 (1) 現状及び課題</p> <p>災害時に応急対策の中心的役割を果たす各機関の施設、設備については、災害に対する安全性の確保等に努める必要がある。</p> <p>県においては、耐震化されている西庁舎に災害対策本部機能等を持つ防災センターを整備したが、県庁舎の他の部分については構造が高層で、かつ年数を経た建物もあり、外壁、内壁、天井等地震により崩落等が発生し、応急対策活動に支障をきたすことが懸念される。</p> <p>また、代替エネルギーシステムの活用を含めた自家発電設備、<u>LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備</u>等の整備や、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等非常用通信手段の確保が必要である。</p> <p>さらに、庁舎の点検、補強等を実施する他、庁舎使用不能時に応急対策の中心となる代替施設の確保を図る必要がある。</p>	<p>第3節 活動体制計画 第3 計画の内容 3 防災中枢機能等の確保 (1) 現状及び課題</p> <p>災害時に応急対策の中心的役割を果たす各機関の施設、設備については、災害に対する安全性の確保等に努める必要がある。</p> <p>県においては、耐震化されている西庁舎に災害対策本部機能等を持つ防災センターを整備したが、県庁舎の他の部分については構造が高層で、かつ年数を経た建物もあり、外壁、内壁、天井等地震により崩落等が発生し、応急対策活動に支障をきたすことが懸念される。</p> <p>また、代替エネルギーシステムの活用を含めた自家発電設備等の整備や、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等非常用通信手段の確保が必要である。</p> <p>さらに、庁舎の点検、補強等を実施する他、庁舎使用不能時に応急対策の中心となる代替施設の確保を図る必要がある。</p>	<p>一般社団法人長野県LPガス協会からの意見を踏まえLPガス等について明記</p>

新	旧	修正理由・備考
<p>第5節 救助・救急・医療計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 医療用資機材等の備蓄</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>災害等緊急時に必要とされる医療用資機材、医療品等については、<u>長野県医薬品卸協同組合及び長野県医療機器販売業協会において、初期治療用医薬品等43品目を県下13箇所に、衛生材料24品目を県下6箇所に常時備蓄をするとともに、同組合及び同協会と県が平成30年3月新たに協定を結び、連携体制の強化を図ったところである。</u><u>また、</u>(一社)日本産業・医療ガス協会関東地域本部長野県支部との協定に基づき、医療ガスの確保を図っている。<u>さらには</u>日本赤十字社長野県支部、(一社)長野県医師会、(一社)長野県歯科医師会、(一社)長野県薬剤師会等の関係機関においても備蓄を行い、災害発生時に備えている。</p> <p>また、血清・ワクチンについては関係機関に常時保管しており、輸血用血液については、県下3箇所の血液センターに常時備蓄している。</p> <p>このほか市町村においては、これらの備蓄、調達計画の樹立に努めている。</p> <p>このような中で、災害時における医薬品等の供給に関する情報収集及び連絡体制。医薬品等の搬送体制、保管・管理体制の整備が必要となるとともに、地域での中心的な役割を果たす病院における備蓄体制の強化について、災害医療体制全体の中での位置づけが必要となる。</p> <p>3 災害拠点病院を中心とした災害医療支援体制の整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】(健康福祉部)</p> <p>(ア) 国の指導に基づき、災害時において基幹的役割を果たす病院として県内に1か所指定した基幹災害拠点病院、及び地域の中心的な役割を果たす病院として県内に10か所指定した地域災害拠点病院を中心とした災害医療体制の充実を図るとともに、<u>災害派遣医療チーム(DMAT)・災害派遣精神医療チーム(DPAT)・救護班・災害時小児周産期リエゾン(以下「災害派遣医療チーム(DMAT)等」という。)による支援体制を確保する。</u></p> <p><u>また、災害派遣医療チーム(DMAT)の充実強化や実践的な訓練、ドクターヘリの災害時の運用要領の策定や複数機のドクターヘリ等が離着陸可能な参集拠点等の確保の運用体制の構築等を通じて、救急医療活動等の支援体制の整備に努める。(イ) 災害派遣医療チーム(DMAT)が中期的にも活動を展開できる体制の確立や、中長期的な医療を担うチームへの引継ぎ及び慢性疾患患者の搬送引継ぎについて、関係機関による合同訓練を通じ、円滑な引継ぎや搬送体制の確立に努める。</u></p>	<p>第5節 救助・救急・医療計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 医療用資機材等の備蓄</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>災害等緊急時に必要とされる医療用資機材、医薬品等については、初期治療用医薬品等43品目を県下13箇所に、衛生材料24品目を県下6箇所に常時備蓄<u>するとともに、</u>(一社)日本産業・医療ガス協会関東地域本部長野県支部との協定に基づき、医療ガスの確保を図っている。<u>また、</u>日本赤十字社長野県支部、(一社)長野県医師会、(一社)長野県歯科医師会、(一社)長野県薬剤師会等の関係機関においても備蓄を行い、災害発生時に備えている。</p> <p>また、血清・ワクチンについては関係機関に常時保管しており、輸血用血液については、県下3箇所の血液センターに常時備蓄している。</p> <p>このほか市町村においては、これらの備蓄、調達計画の樹立に努めている。</p> <p>このような中で、災害時における医薬品等の供給に関する情報収集及び連絡体制。医薬品等の搬送体制、保管・管理体制の整備が必要となるとともに、地域での中心的な役割を果たす病院における備蓄体制の強化について、災害医療体制全体の中での位置づけが必要となる。</p> <p>3 災害拠点病院を中心とした災害医療支援体制の整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】(健康福祉部)</p> <p>(ア) 国の指導に基づき、災害時において基幹的役割を果たす病院として県内に1か所指定した基幹災害拠点病院、及び地域の中心的な役割を果たす病院として県内に10か所指定した地域災害拠点病院を中心とした災害医療体制の充実を図るとともに、<u>災害派遣医療チーム(DMAT)による支援体制を確保する。</u></p> <p><u>また、災害支援体制強化のための段階的な施設・設備の整備、充実を図る。</u></p>	<p>平成30年3月に締結した長野県医薬品卸協同組合及び野県医療機器販売業協会との協定について記載</p> <p>国の防災基本計画に合わせて修正</p> <p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p>第10節 避難の受入活動計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 避難計画の策定等</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>オ【住民が実施する計画】</p> <p>(ウ) 指定避難所での生活に最低限必要な食料、水、衣類等生活必需品、医薬品、携帯ラジオ、<u>携帯電話用モバイルバッテリー</u>等をいつでも持ち出せるように備えておくものとする。</p> <p>カ【企業等において実施する計画】</p> <p>(ア) 帰宅困難者対策</p> <p>a 公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が発生した場合、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等に努めるものとする。</p> <p>b <u>空港、駅のターミナルビル等では飲料水、食料、毛布等を配布できる体制を整え、同時に、携帯電話等の充電サービスを提供できるよう非常用発電機の整備に努めるものとする。</u></p> <p>2 避難場所等の確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p>(ア) 市町村は、都市公園、公民館、学校等の公共的施設を対象に、<u>地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ</u>、その管理者の同意を得た上で災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図るものとする。</p> <p>なお、指定した指定緊急避難場所、指定避難所については、市町村地域防災計画に掲載するものとする。</p> <p>(イ) 指定緊急避難場所については、洪水、崖崩れ、土石流、地すべり、地震、大規模な火事、内水氾濫（一時的に大量の降雨が生じた場合に下水道等の排水施設又は河川その他の公共の水域に当該雨水を排水できないことによる浸水）、噴火に伴う火山現象の各現象に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのあるものがない場所であって、災害発生時に迅速に指定緊急避難場所の<u>開放</u>を行うことが可能な管理体制を有するものを指定するものとする。</p> <p>3 避難所の確保</p>	<p>第10節 避難の受入活動計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 避難計画の策定等</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>オ【住民が実施する計画】</p> <p>(ウ) 指定避難所での生活に最低限必要な食料、水、衣類等生活必需品、医薬品、携帯ラジオ等をいつでも持ち出せるように備えておくものとする。</p> <p>カ【企業等において実施する計画】</p> <p>帰宅困難者対策</p> <p>公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が発生した場合、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等に努めるものとする。</p> <p><u>-(新設)-</u></p> <p>2 避難場所等の確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p>(ア) 市町村は、都市公園、公民館、学校等の公共的施設を対象に、<u>地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性及び想定される災害の程度に応じ</u>、その管理者の同意を得た上で災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図るものとする。</p> <p>なお、指定した指定緊急避難場所、指定避難所については、市町村地域防災計画に掲載するものとする。</p> <p>(イ) 指定緊急避難場所については、洪水、崖崩れ、土石流、地すべり、地震、大規模な火事、内水氾濫（一時的に大量の降雨が生じた場合に下水道等の排水施設又は河川その他の公共の水域に当該雨水を排水できないことによる浸水）、噴火に伴う火山現象の各現象に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのあるものがない場所であって、災害発生時に迅速に指定緊急避難場所の<u>開設</u>を行うことが可能な管理体制を有するものを指定するものとする。</p> <p>3 避難所の確保</p>	<p>修正理由・備考</p> <p>北海道胆振東部地震の教訓</p> <p>北海道胆振東部地震や台風第21号災害の教訓を踏まえた修正</p> <p>国の防災基本計画を踏まえた修正</p> <p>国の防災基本計画を踏まえた修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p>第15節 危険物施設等災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>3 高圧ガス施設災害予防計画</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>【県が実施する計画】</p> <p>(ア) 産業労働部が実施する計画</p> <p>n 災害復旧工事等に高圧ガスを使用する場合の応急供給計画に対する対策を整備するよう<u>長野県高圧ガス協会</u>に依頼する。</p>	<p>第15節 危険物施設等災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>3 高圧ガス施設災害予防計画</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>【県が実施する計画】</p> <p>(ア) 産業労働部が実施する計画</p> <p>n 災害復旧工事等に高圧ガスを使用する場合の応急供給計画に対する対策を整備するよう<u>長野県高圧ガス保安協会</u>に依頼する。</p>	<p>正式名称による修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p>第17節 都市ガス施設災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 施設・設備の安全性の確保</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>製造施設及び供給施設は、ガス事業法、高圧ガス保安法、消防法等の法令及び(一社)日本ガス協会の設計基準に準拠して風水害に配慮している。</p> <p>緊急措置としてガス供給を停止する緊急ガス遮断装置を適所に設置し、消防設備等の保安設備も配置している。</p> <p>以前設置した導管の中には、材料・接合方法の耐震性の低いものがあり、取り替える必要があり、ガス導管の設備対策として耐震性に優れた溶接鋼管、ポリエチレン管を採用し、耐震化率が概ね90%を超える信頼性の高い導管ネットワークを構築している。</p> <p>また、バックアップとしての複線化及び応急復旧を迅速に行うための供給区域の分割(ブロック化)を推進している。</p> <p>需要家の安全対策として、震度5強以上の地震に自動的にガスを遮断するマイコンメーターの全戸設置を推進している。</p> <p>情報収集を迅速に行えるよう通信設備の整備を図っている。</p> <p>製造施設、供給施設及び導管の被害を発生直後的確に判断する手段として、建築物の被害と相関のある数値(SI値又は最大速度値)を表示する地震計を設置している。</p>	<p>第17節 都市ガス施設災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 施設・設備の安全性の確保</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>製造施設及び供給施設は、ガス事業法、高圧ガス取締法、消防法等の法令及び(一社)日本ガス協会の設計基準に準拠して風水害に配慮している。</p> <p>緊急措置としてガス供給を停止する緊急ガス遮断装置を適所に設置し、消防設備等の保安設備も配置している。</p> <p>以前設置した導管の中には、材料・接合方法の耐震性の低いものがあり、取り替える必要があり、ガス導管の設備対策として耐震性に優れた溶接鋼管、ポリエチレン管を採用し、耐震化率が概ね90%を超える信頼性の高い導管ネットワークを構築している。</p> <p>また、バックアップとしての複線化及び応急復旧を迅速に行うための供給区域の分割(ブロック化)を推進している。</p> <p><u>さらに、将来的には、ライフラインを確保するための共同溝設置の研究が必要である。</u></p> <p>需要家の安全対策として、震度5強以上の地震に自動的にガスを遮断するマイコンメーターの全戸設置を推進している。</p> <p>情報収集を迅速に行えるよう通信設備の整備を図っている。</p> <p>製造施設、供給施設及び導管の被害を発生直後的確に判断する手段として、建築物の被害と相関のある数値(SI値又は最大速度値)を表示する地震計を設置している。</p>	<p>修正理由・備考</p> <p>名称変更</p> <p>削除 ガス協会として研究は不要なため</p>

3 関係機関との連携

(2) 実施計画

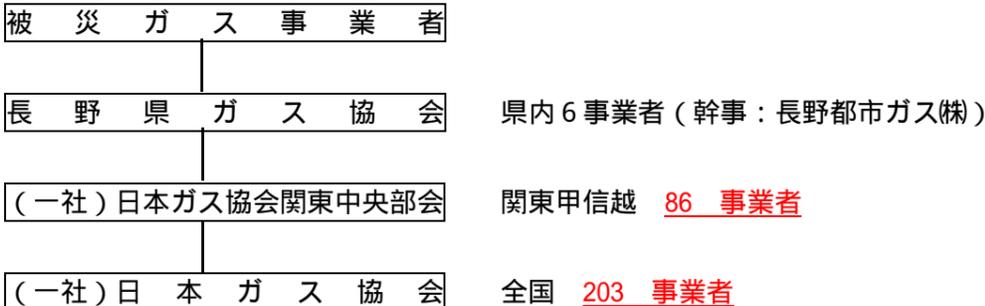
ウ【都市ガス事業者が実施する事項】

(イ) 都市ガス事業者間では、風水害の規模により当該都市ガス事業者だけでは対応が出来ない場合、継のような相互応援体制が確立されており、この連携を図るものとする。

- a. (一社) 日本ガス協会
「地震・洪水等非常事態における救援措置要領」
- b. (一社) 日本ガス協会関東中央部会
「地震・洪水等非常事態における救援措置要領」
「帝石パイプライン事故対策要綱」

- (削除) -

都市ガス事業者応援系統図



3 関係機関との連携

(2) 実施計画

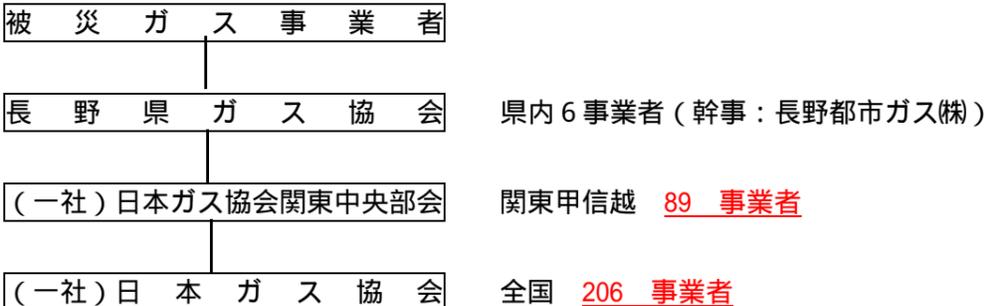
ウ【都市ガス事業者が実施する事項】

(イ) 都市ガス事業者間では、風水害の規模により当該都市ガス事業者だけでは対応が出来ない場合、継のような相互応援体制が確立されており、この連携を図るものとする。

- a. (一社) 日本ガス協会
「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」
- b. (一社) 日本ガス協会関東中央部会
「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」
「帝石パイプライン事故対策要綱」

- c. 長野県ガス協会
「会員相互の保安の確保の為の相互援助協定書」

都市ガス事業者応援系統図



削除
a.b.に織り込まれてい
ることから不要のため

事業者数の変更

新	旧	修正理由・備考
<p>第19節 下水道施設等災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 緊急連絡体制、被災時の復旧体制の確立</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>災害発生時において、迅速かつ的確に情報を収集し、速やかに応急対策を実施するため、緊急連絡体制、復旧体制、災害時の緊急的措置等を定めた災害対策要領等をあらかじめ策定する必要がある。</p> <p>また、復旧体制については、県、市町村とも、被災時には関係職員、関係業者、手持ち資機材だけでは対応不十分となることが予想されるため、あらかじめ他の地方公共団体との間での広域応援協定や民間事業者等との<u>災害時の支援協定</u>を締結する必要がある。</p>	<p>第19節 下水道施設等災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 緊急連絡体制、被災時の復旧体制の確立</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>災害発生時において、迅速かつ的確に情報を収集し、速やかに応急対策を実施するため、緊急連絡体制、復旧体制、災害時の緊急的措置等を定めた災害対策要領等をあらかじめ策定する必要がある。</p> <p>また、復旧体制については、県、市町村とも、被災時には関係職員、関係業者、手持ち資機材だけでは対応不十分となることが予想されるため、あらかじめ他の地方公共団体との間での広域応援協定や民間事業者等との<u>災害時維持修繕協定</u>を締結する必要がある。</p>	<p>維持修繕以外に調査等の支援が必要となる。現行の表現は、協定名と勘違いする可能性がある。</p>

新	旧	修正理由・備考												
<p>第20節 通信・放送施設災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>3 市町村防災行政無線通信施設災害予防</p> <p>(1) 現状および課題 市町村と住民および防災関連機関への災害時における情報の収集伝達に有効である市町村防災行政無線の整備については、<u>平成29年度末</u>現在次のとおりである</p> <table border="1" data-bbox="243 552 928 653"> <thead> <tr> <th>方式別</th> <th>平成29年度末市町村数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>同報系（一斉通報）</td> <td>68（88.3%）</td> </tr> <tr> <td>移動系（移動局）</td> <td>64（83.1%）</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 電気通信施設災害予防</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ウ【東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)が実施する計画】</p> <p>(キ) <u>災害時用公衆電話（特設公衆電話）</u>の早期設置による通信確保 指定避難所に合わせた<u>災害時用公衆電話（特設公衆電話）</u>設置台数等のマニュアル化を行い、緊急時における早期通信を確保するものとする。</p>	方式別	平成29年度末市町村数	同報系（一斉通報）	68（88.3%）	移動系（移動局）	64（83.1%）	<p>第20節 通信・放送施設災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>3 市町村防災行政無線通信施設災害予防</p> <p>(1) 現状および課題 市町村と住民および防災関連機関への災害時における情報の収集伝達に有効である市町村防災行政無線の整備については、<u>平成28年度末</u>現在次のとおりである</p> <table border="1" data-bbox="1445 552 2131 653"> <thead> <tr> <th>方式別</th> <th>平成28年度末市町村数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>同報系（一斉通報）</td> <td>67（87.0%）</td> </tr> <tr> <td>移動系（移動局）</td> <td>64（83.1%）</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 電気通信施設災害予防</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ウ【東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)が実施する計画】</p> <p>(キ) <u>特設公衆電話</u>の早期設置による通信確保 指定避難所に合わせた<u>特設公衆電話</u>設置台数等のマニュアル化を行い、緊急時における早期通信を確保するものとする。</p>	方式別	平成28年度末市町村数	同報系（一斉通報）	67（87.0%）	移動系（移動局）	64（83.1%）	<p>平成29年度データの更新による修正。</p> <p>名称が分かりにくいことから、H29年より名称を変更</p>
方式別	平成29年度末市町村数													
同報系（一斉通報）	68（88.3%）													
移動系（移動局）	64（83.1%）													
方式別	平成28年度末市町村数													
同報系（一斉通報）	67（87.0%）													
移動系（移動局）	64（83.1%）													

新	旧	修正理由・備考
<p>第25節建築物災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 一般建築物</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】(危機管理部、建設部)</p> <p>(イ) 耐震診断・耐震改修のための支援措置</p> <p>a <u>住宅・建築物耐震改修総合支援事業</u>による助成</p> <p>(a) 住宅、市町村長が指定した民間の避難施設及び特定既存耐震不適格建築物について、市町村と連携を図り耐震診断への助成を行う。</p> <p>(b) 賃貸を除く戸建住宅及び共同住宅について、市町村と連携を図り耐震改修への助成を行う。</p>	<p>第25節建築物災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 一般建築物</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】(危機管理部、建設部)</p> <p>(イ) 耐震診断・耐震改修のための支援措置</p> <p>a <u>住宅・建築物耐震改修促進事業</u>による助成</p> <p>(a) 住宅、市町村長が指定した民間の避難施設及び特定既存耐震不適格建築物について、市町村と連携を図り耐震診断への助成を行う。</p> <p>(b) 賃貸を除く戸建住宅及び共同住宅について、市町村と連携を図り耐震改修への助成を行う。</p>	<p>内容を拡充し事業名を変更</p>

新	旧	修正理由・備考
<p>第26節 道路及び橋梁災害予防計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>震災時に生じる道路及び橋梁の機能障害が災害応急対策活動等に妨げにならないよう、地震に強い道路及び橋梁づくりを行うにあたり構造物・施設等の耐震性を確保する必要がある。</p> <p>構造物・施設等は一般的な地震動（供用期間中に1～2度程度発生する確率の地震）に際して機能に重大な支障が生じないことを目標に設計する。</p> <p>道路及び橋梁の基幹的な交通確保の整備にあたっては地震防災緊急事業五箇年計画等に基づきネットワークを充実させ、震災に対する安全性の確保を図る。機能に重大な支障が生じた場合は、代替路の確保及び応急対策により機能の確保を行なう。震災後の応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結し平時より連携を強化しておく。</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 道路及び橋梁の震災に対する整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】</p> <p><u>(オ) 一次緊急輸送路、二次緊急輸送路を定めて、緊急度の高い箇所から順次整備し、災害に強い道路交通網整備を推進する（資料編参照）。特に、災害時も含めた安定的な輸送を確保するため、道路法に基づき指定された「重要物流道路」の機能強化を推進する。（建設部）</u></p>	<p>第26節 道路及び橋梁災害予防計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>震災時に生じる道路及び橋梁の機能障害が災害応急対策活動等に妨げにならないよう、地震に強い道路及び橋梁づくりを行うにあたり構造物・施設等の耐震性を確保する必要がある。</p> <p>構造物・施設等は一般的な地震動（供用期間中に1～2度程度発生する確率の地震）に際して機能に重大な支障が生じないことを目標に設計する。</p> <p>道路及び橋梁の基幹的な交通確保の整備にあたっては地震防災緊急事業五箇年計画等に基づきネットワークを充実させ、震災に対する安全性の確保を図る。機能に重大な支障が生じた場合は、代替性の確保及び応急対策により機能の確保を行なう。震災後の応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結し平時より連携を強化しておく。</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 道路及び橋梁の震災に対する整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】</p> <p><u>-(新設)-</u></p>	<p>記載をより適当な表現に修正</p> <p>基本方針に対応した実施計画の記載 道路法の改正及び国土交通省防災業務計画の修正に伴う変更</p>

新	旧	修正理由・備考
<p>第29節 農林水産物災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 林産物災害予防計画</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】(林務部)</p> <p>(ウ) 林産物生産、流通、加工現場において、<u>事業者が施設管理を適切に行うよう指導又は助言する。</u></p> <p><u>(エ) 市町村との連携を図りつつ、防災・減災の観点からの森林整備を行うとともに、間伐材の利用を推進する。</u></p> <p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p>(イ) 県と連携をとって林産物生産、流通、加工現場において、<u>事業者が施設管理を適切に行うよう指導又は助言するものとする。</u></p>	<p>第29節 農林水産物災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 林産物災害予防計画</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】(林務部)</p> <p>(ウ) 林産物生産、流通、加工現場において<u>安全パトロールを実施する。</u></p> <p><u>-(新設)-</u></p> <p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p>(イ) 県と連携をとって林産物生産、流通、加工現場において<u>安全パトロールを実施するものとする。</u></p>	<p>・県が安全パトロールを直接行うのは現実的でないため、実態に即した記載に修正</p> <p>・森林税の活用について言及するため追加。</p> <p>・市町村が安全パトロールを全ての施設で行うのは現実的でないため、実態に即した記載に修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p>第36節 企業防災に関する計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>災害時、企業には、従業員の生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生など、多岐にわたる企業の果たす役割が求められている。</p> <p>各企業において、これらの重要性を十分に認識し、<u>自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。</u>具体的には、災害時に重要業務を継続できる体制の整備や訓練、事業所の被害軽減方策の検討や耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進が必要となる。</p> <p>また、施設、設備の安全性、耐震性等を確保するため、建築物の耐震診断や定期的な点検、検査を実施し、保守、補強などの整備を計画的に推進するものとする。</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ【企業が実施する計画】</p> <p>(イ) 社屋内外の耐震化・安全化を推進し、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、<u>損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保</u>、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント(BCM)の取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。特に食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、県、市町村等との協定の締結や、防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。</p>	<p>第36節 企業防災に関する計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>災害時、企業には、従業員の生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生など、多岐にわたる企業の果たす役割が求められている。</p> <p>各企業において、これらの重要性を十分に認識し、災害時に重要業務を継続できる体制の整備や訓練、事業所の被害軽減方策の検討や耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進が必要となる。</p> <p>また、施設、設備の安全性、耐震性等を確保するため、建築物の耐震診断や定期的な点検、検査を実施し、保守、補強などの整備を計画的に推進するものとする。</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ【企業が実施する計画】</p> <p>(イ) 社屋内外の耐震化・安全化を推進し、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、<u>損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保</u>、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント(BCM)の取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。特に食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、県、市町村等との協定の締結や、防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。</p>	<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p> <p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p>第3節 広域相互応援活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 応援要請</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する対策】</p> <p>(ウ) 消防・警察以外に関する応援要請等（危機管理部）</p> <p>b 他の都道府県等に対する応援要請</p> <p>(a) 知事は、大規模地震災害等が発生した場合において、その災害応急対策の実施に当たり、自己のもつ人員、資機材、物資等のみではこれに対処できない、又は緊急性、地理的条件、被害状況等により、他の都道府県等に応援を要請することがより効果的等必要があると認められる場合は、次に掲げる相互応援協定に基づき、速やかに他の都道府県知事等に応援を要請する。</p> <p>また、次に掲げる相互応援協定以外の場合にも、一層の連携強化が図られるよう努めるとともに、<u>国〔総務省〕と協力し、被災市区町村応援職員確保システム（災害マネジメント総括支援員による支援を含む。）に基づき、全国の地方公共団体による被災市町村への応援に関する調整を実施するものとする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」 全国知事会 47都道府県 ○ 「震災時等の相互応援に関する協定」 関東地方知事会 1都9県 ○ 「災害時等の応援に関する協定」 中部圏知事会 9県1市 ○ 「中央日本四県（新潟県、山梨県、長野県、静岡県）の災害時の相互応援等に関する協定」 新潟県、山梨県、静岡県 	<p>第3節 広域相互応援活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 応援要請</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する対策】</p> <p>(ウ) 消防・警察以外に関する応援要請等（危機管理部）</p> <p>b 他の都道府県等に対する応援要請</p> <p>(a) 知事は、大規模地震災害等が発生した場合において、その災害応急対策の実施に当たり、自己のもつ人員、資機材、物資等のみではこれに対処できない、又は緊急性、地理的条件、被害状況等により、他の都道府県等に応援を要請することがより効果的等必要があると認められる場合は、次に掲げる相互応援協定に基づき、速やかに他の都道府県知事等に応援を要請する。</p> <p>また、次に掲げる相互応援協定以外の場合にも、一層の連携強化が図られるよう努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」 全国知事会 47都道府県 ○ 「震災時等の相互応援に関する協定」 関東地方知事会 1都9県 ○ 「災害時等の応援に関する協定」 中部圏知事会 9県1市 ○ 「中央日本四県（新潟県、山梨県、長野県、静岡県）の災害時の相互応援等に関する協定」 新潟県、山梨県、静岡県 	<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>

新	旧	修正理由・備考																
<p>第11節 避難受入れ及び情報提供活動</p> <p>第2 主な活動</p> <p>4 市町村は避難者のために<u>指定避難所</u>を開設し、良好な避難生活を確保する。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 実施機関</p> <table border="1" data-bbox="299 491 1190 632"> <thead> <tr> <th>実施事項</th> <th>機関等</th> <th>根拠</th> <th>対象災害</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>指定避難所</u>の開設受入</td> <td>市町村長</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 避難勧告、避難指示(緊急)</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ウ 避難勧告、避難指示(緊急)及び報告、通知等</p> <p>(エ) 警察官の行う措置</p> <p>a 指示</p> <p>(f) 被災地域、災害危険個所等の現場の状況を把握したうえ、安全な避難経路を選定し、<u>避難場所へ</u>避難誘導を行う。</p> <p>(h) 警察署に一次的に受け入れた避難住民については、市町村等の<u>指定避難所</u>の整備が整った段階で当該施設に適切に誘導する。</p> <p>4 避難所の開設・運営</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>市町村は受入れを必要とする被災者の救出のために<u>指定避難所</u>を設置するとともに、自主防災組織や施設管理者等の協力を得て、良好な避難生活が行われるように必要な措置をとる。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する対策】</p> <p>(ア) 市町村長の報告により、避難所の開設状況を把握するとともに、市町村の要請に応じ<u>指定避難所</u>に必要な資機材の調達及びあっせんに努める。(危機管理部)</p> <p>a 市町村からの要請に備え、協定締結先の<u>(一社)日本建設機械レンタル協会長野支部</u>に調達可能な在庫量等について、主な品目別に確認し、市町村から要請があった場合調達及びあっせんを図る。</p> <p>b 市町村からのテントの要請があった場合は、協定締結先の長野県テントシート装飾工業組合に対し、調達及びあっせんを図る。</p> <p>(イ) <u>指定避難所</u>の管理運営に当たり、市町村から職員の派遣要請があり、必要があると認めた場合は、可能な範囲において、職員を派遣する。</p>	実施事項	機関等	根拠	対象災害	<u>指定避難所</u> の開設受入	市町村長			<p>第11節 避難受入れ及び情報提供活動</p> <p>第2 主な活動</p> <p>4 市町村は避難者のために<u>避難所</u>を開設し、良好な避難生活を確保する。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 実施機関</p> <table border="1" data-bbox="1501 491 2392 632"> <thead> <tr> <th>実施事項</th> <th>機関等</th> <th>根拠</th> <th>対象災害</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>避難所</u>の開設受入</td> <td>市町村長</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 避難勧告、避難指示(緊急)</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ウ 避難勧告、避難指示(緊急)及び報告、通知等</p> <p>(エ) 警察官の行う措置</p> <p>a 指示</p> <p>(f) 被災地域、災害危険個所等の現場の状況を把握したうえ、安全な避難経路を選定し、<u>避難場所へ</u>避難誘導を行う。</p> <p>(h) 警察署に一次的に受け入れた避難住民については、市町村等の<u>避難所</u>の整備が整った段階で当該施設に適切に誘導する。</p> <p>4 避難所の開設・運営</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>市町村は受入れを必要とする被災者の救出のために<u>避難所</u>を設置するとともに、自主防災組織や施設管理者等の協力を得て、良好な避難生活が行われるように必要な措置をとる。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する対策】</p> <p>(ア) 市町村長の報告により、避難所の開設状況を把握するとともに、市町村の要請に応じ<u>避難所</u>に必要な資機材の調達及びあっせんに努める。(危機管理部)</p> <p>a 市町村からの要請に備え、協定締結先の<u>長野県建設機械リース業協会</u>に調達可能な在庫量等について、主な品目別に確認し、市町村から要請があった場合調達及びあっせんを図る。</p> <p>b 市町村からのテントの要請があった場合は、協定締結先の長野県テントシート装飾工業組合に対し、調達及びあっせんを図る。</p> <p>(イ) <u>避難所</u>の管理運営に当たり、市町村から職員の派遣要請があり、必要があると認めた場合は、可能な範囲において、職員を派遣する。</p>	実施事項	機関等	根拠	対象災害	<u>避難所</u> の開設受入	市町村長			<p>国の防災基本計画に合わせて修正(以下同じ)</p>
実施事項	機関等	根拠	対象災害															
<u>指定避難所</u> の開設受入	市町村長																	
実施事項	機関等	根拠	対象災害															
<u>避難所</u> の開設受入	市町村長																	

<p>(ウ) 災害の規模、被災者の避難、受入れ状況、避難の長期化等にかんがみ、被災市町村の区域外への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等への受入れが必要であると判断した場合には、国の非常本部等に支援を要請する。(危機管理部)</p> <p>(エ) 県立学校における対策(教育委員会)</p> <p>a 指定避難所としてあらかじめ指定を受けている県立の高等学校及び特別支援学校が利用される場合、学校長は、できるだけ速やかに学校を開放するものとする。そのため、夜間や休業日の災害発生に備え、開錠の方法や、教職員の緊急の招集方法、連絡方法を周知徹底しておく。</p> <p>また、学校としての教育機能維持の観点から、あらかじめ指定避難所として使用させる場所についての優先順位等を定めておく。</p> <p>b 学校長は、指定避難所の運営について、必要に応じ市町村に協力する。なお、市町村の災害対策担当者が配置されるまでの間の教職員の対応方法を明確にしておき、避難者の受入れ、保護に努める。</p> <p>c 幼児及び児童生徒が在校時に地震が発生し、指定避難所として利用される場合、学校長は、幼児及び児童生徒と避難者との混乱を避けるため、それぞれに対する情報・指令の伝達に万全を期するとともに、避難所内に避難者と幼児及び児童生徒のための場所を明確に区分する。</p> <p>(オ) やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達により、生活環境の確保が図られるよう努める。</p> <p>イ【市町村が実施する対策】</p> <p>(ア) 災害のため現に被害を受け又は受けるおそれのある者で避難しなければならない者を、一時的に受入れ保護するため指定避難所を開設するものとする。</p> <p>また、指定施設が使用できないなど必要に応じ、指定以外の施設を避難所として開設する。この場合、安全性を確認し、管理者の同意を得るものとする。</p> <p>(エ) 指定避難所における正確な情報の伝達、食料、水、清掃等について以下の者の協力が得られるように努めるものとする。</p> <p>a 避難者 b 住民 c 自主防災組織 d 他の地方公共団体 e ボランティア</p> <p>(オ) 指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。</p> <p>(カ) 避難者に係る情報の早期把握及び指定避難所で生活せず食料や水等を受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努めるものとする。</p>	<p>(ウ) 災害の規模、被災者の避難、受入れ状況、避難の長期化等にかんがみ、被災市町村の区域外への広域的な避難及び避難所、応急仮設住宅等への受入れが必要であると判断した場合には、国の非常本部等に支援を要請する。(危機管理部)</p> <p>(エ) 県立学校における対策(教育委員会)</p> <p>a 指定避難所としてあらかじめ指定を受けている県立の高等学校及び特別支援学校が利用される場合、学校長は、できるだけ速やかに学校を開放するものとする。そのため、夜間や休業日の災害発生に備え、開錠の方法や、教職員の緊急の招集方法、連絡方法を周知徹底しておく。</p> <p>また、学校としての教育機能維持の観点から、あらかじめ避難所として使用させる場所についての優先順位等を定めておく。</p> <p>b 学校長は、避難所の運営について、必要に応じ市町村に協力する。なお、市町村の災害対策担当者が配置されるまでの間の教職員の対応方法を明確にしておき、避難者の受入れ、保護に努める。</p> <p>c 幼児及び児童生徒が在校時に地震が発生し、避難所として利用される場合、学校長は、幼児及び児童生徒と避難者との混乱を避けるため、それぞれに対する情報・指令の伝達に万全を期するとともに、避難所内に避難者と幼児及び児童生徒のための場所を明確に区分する。</p> <p>(オ) やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達により、生活環境の確保が図られるよう努める。</p> <p>イ【市町村が実施する対策】</p> <p>(ア) 災害のため現に被害を受け又は受けるおそれのある者で避難しなければならない者を、一時的に受入れ保護するため避難所を開設するものとする。</p> <p>また、指定施設が使用できないなど必要に応じ、指定以外の施設を避難所として開設する。この場合、安全性を確認し、管理者の同意を得るものとする。</p> <p>(エ) 避難所における正確な情報の伝達、食料、水、清掃等について以下の者の協力が得られるように努めるものとする。</p> <p>a 避難者 b 住民 c 自主防災組織 d 他の地方公共団体 e ボランティア</p> <p>(オ) 避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。</p> <p>(カ) 避難者に係る情報の早期把握及び避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努めるものとする。</p>	
---	---	--

(ク) **指定避難所**における生活環境に注意を払い、常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や**指定避難所**の衛生状態の把握に努め、必要な措置をとるよう努めるものとする。また必要に応じ、**指定避難所**における家庭動物のためのスペースの確保等、**同行避難について適切な体制整備**に努めるものとする。

(ケ) **指定避難所**の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による**指定避難所**における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した**指定避難所**の運営に努めるものとする。

(サ) **指定避難所**への収容及び**指定避難所**の運営管理に当たっては、要配慮者の態様に合わせ、次に掲げる事項に十分配慮し、地域住民やボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に生活環境の整備を図るものとする。

a スロープや洋式仮設トイレの設置、段差の解消、車椅子や障がい者用携帯便器の供給等の整備を行うものとする。

b 介護用品、育児用品等必要に応じた生活必需品の調達確保に努めるものとする。

c 災害発生後できる限り速やかに、全ての避難所を対象として要配慮者把握調査を行い、次のような組織的・継続的な保健福祉サービスの提供が開始できるように努めるものとする。

(a) 介護職員等の派遣

(b) 入浴サービス等在宅福祉サービスの実施

(c) 病院や社会福祉施設等への受入れ

d 要配慮者の心身両面の健康状態に特段の配慮を行い、メンタルケア、保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。

e 大画面のテレビ、ファクシミリ、パソコン、ホワイトボード等の設置、アナウンス、外国語・手話通訳者の派遣等要配慮者に対する情報提供体制を確保するものとする。

(シ) **指定避難所**の管理運営に当たり、災害の規模が大きく、市町村において人員が不足し困難を来した場合、県職員の派遣を要請し、協力を依頼するものとする。

(セ) **指定避難所**のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合には、**あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても原則として開設しないものとする。**

(ク) **避難所**における生活環境に注意を払い、常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や**避難所**の衛生状態の把握に努め、必要な措置をとるよう努めるものとする。また必要に応じ、**避難所**における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。

(ケ) **避難所**の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による**避難所**における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した**避難所**の運営に努めるものとする。

(サ) **避難所**への収容及び**避難所**の運営管理に当たっては、要配慮者の態様に合わせ、次に掲げる事項に十分配慮し、地域住民やボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に生活環境の整備を図るものとする。

a スロープや洋式仮設トイレの設置、段差の解消、車椅子や障がい者用携帯便器の供給等の整備を行うものとする。

b 介護用品、育児用品等必要に応じた生活必需品の調達確保に努めるものとする。

c 災害発生後できる限り速やかに、全ての避難所を対象として要配慮者把握調査を行い、次のような組織的・継続的な保健福祉サービスの提供が開始できるように努めるものとする。

(a) 介護職員等の派遣

(b) 入浴サービス等在宅福祉サービスの実施

(c) 病院や社会福祉施設等への受入れ

d 要配慮者の心身両面の健康状態に特段の配慮を行い、メンタルケア、保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。

e 大画面のテレビ、ファクシミリ、パソコン、ホワイトボード等の設置、アナウンス、外国語・手話通訳者の派遣等要配慮者に対する情報提供体制を確保するものとする。

(シ) **避難所**の管理運営に当たり、災害の規模が大きく、市町村において人員が不足し困難を来した場合、県職員の派遣を要請し、協力を依頼するものとする。

(セ) **避難所**のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合には、**当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。**

<p>(ソ) やむを得ず<u>指定避難所</u>に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。</p> <p><u>-(削除)-</u></p> <p>ウ【関係機関が実施する対策】</p> <p>(ア) <u>指定避難所</u>の運営について必要に応じ市町村長に協力するものとする。</p> <p>エ【住民が実施する対策】</p> <p><u>指定避難所</u>の管理運営については市町村長の指示に従い、必要に応じて管理運営に協力するとともに、相互に助け合い良好な環境のもとで避難生活ができるよう努めるものとする。</p> <p>5 広域的な避難を要する場合の活動</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ【市町村が実施する対策】</p> <p>(イ) 被災者が居住地以外の市町村に避難する必要がある場合は、避難先の市町村に対し、<u>指定避難所</u>の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう要請するものとする。</p> <p>(エ) 避難者を受け入れる市町村は、<u>指定避難所</u>を開設するとともに必要な災害救助を実施するものとする。</p> <p>6 住宅の確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する対策】</p> <p>(エ) 災害救助法が適用された場合、市町村と連携し、災害救助法第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅等を提供する。(建設部)</p> <p>d (一社)プレハブ建築協会、(一社)全国木造建設事業協会及び(一社)長野県建設業協会との協定に基づき住宅建設を要請する。</p> <p><u>また、応急仮設住宅の提供に必要な資機材の調達等が適正かつ円滑に行われるよう、関係業界団体等との連絡調整を行うものとする。</u></p> <p>7 被災者等への的確な情報伝達</p> <p>(1) 実施計画</p> <p>ア【県及び市町村が実施する対策】(危機管理部)</p> <p>(イ) 県及び市町村は、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、<u>指定避難所</u>にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。</p>	<p>(ソ) やむを得ず<u>避難所</u>に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。</p> <p><u>(タ) ペットとの同行避難について適切な体制整備に努めるものとする。</u></p> <p>ウ【関係機関が実施する対策】</p> <p>(ア) <u>避難所</u>の運営について必要に応じ市町村長に協力するものとする。</p> <p>エ【住民が実施する対策】</p> <p><u>避難所</u>の管理運営については市町村長の指示に従い、必要に応じて管理運営に協力するとともに、相互に助け合い良好な環境のもとで避難生活ができるよう努めるものとする。</p> <p>5 広域的な避難を要する場合の活動</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ【市町村が実施する対策】</p> <p>(イ) 被災者が居住地以外の市町村に避難する必要がある場合は、避難先の市町村に対し、<u>避難所</u>の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう要請するものとする。</p> <p>(エ) 避難者を受け入れる市町村は、<u>避難所</u>を開設するとともに必要な災害救助を実施するものとする。</p> <p>6 住宅の確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する対策】</p> <p>(エ) 災害救助法が適用された場合、市町村と連携し、災害救助法第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅等を提供する。(建設部)</p> <p>d (一社)プレハブ建築協会、(一社)全国木造建設事業協会及び(一社)長野県建設業協会との協定に基づき住宅建設を要請する。</p> <p>7 被災者等への的確な情報伝達</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県及び市町村が実施する対策】(危機管理部)</p> <p>(イ) 県及び市町村は、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、<u>避難所</u>にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。</p>	
--	---	--

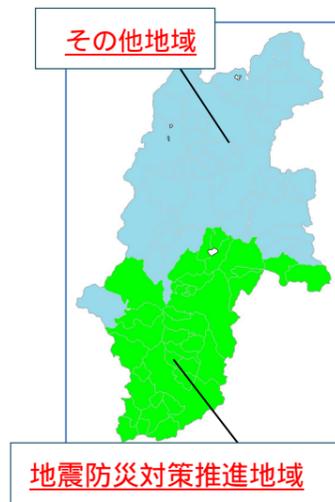
<p>イ【関係機関が実施する対策】</p> <p>(イ) 指定行政機関及び公共機関は、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、指定避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。</p>	<p>イ【関係機関が実施する対策】</p> <p>(イ) 指定行政機関及び公共機関は、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。</p>	
---	---	--

新	旧	修正理由・備考						
<p><u>第17節 「南海トラフ地震に関連する情報（臨時）」</u></p> <p><u>第1 「南海トラフ地震に関連する情報」について</u></p> <p><u>気象庁は、南海トラフ沿いでマグニチュード7以上の地震が発生した場合や東海地域に設置されたひずみ計に有意な変化を観測した場合等、異常な現象が観測された場合には、有識者及び関係機関の協力を得て「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催し、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価した場合等に「南海トラフ地震に関連する情報」を公表する。発表条件は下表のとおり。</u></p> <p><u>なお、この情報は、南海トラフ地震に対する国としての新たな防災対応が定められるまでの当面の間の措置である。南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まった旨の情報が発表された場合には、内閣府が国民に対して今後の備えについて呼びかけを行うこととしている。この呼びかけは、南海トラフの大規模地震による被害が想定される地域の住民に対して日頃からの地震への備えの再確認を促すことを目的として行われる。</u></p> <p><u>（呼びかける今後の備えの例（平成29年9月26日中央防災会議幹事会決定より））</u></p> <p><u>家具の固定、避難場所・避難経路の確認、家族との安否確認手段の取決め、家庭における備蓄の確認</u></p> <table border="1" data-bbox="231 1031 1323 1560"> <thead> <tr> <th data-bbox="231 1031 540 1098">情報名</th> <th data-bbox="540 1031 1323 1098">情報発表条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="231 1098 540 1461">南海トラフ地震に関連する情報（臨時）</td> <td data-bbox="540 1098 1323 1461">南海トラフ沿いで異常な現象（ ）が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 観測された現象を調査した結果、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合 南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が相対的に高まった状態ではなくなったと評価された場合</td> </tr> <tr> <td data-bbox="231 1461 540 1560">南海トラフ地震に関連する情報（定例）</td> <td data-bbox="540 1461 1323 1560">「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合において評価した調査結果を発表する場合</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>第2 活動の内容</u></p> <p><u>南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まった旨の南海トラフ地震に関連する情報（臨時）が発表されたときは、以下の活動を行う。</u></p> <p><u>1 情報収集・連絡体制の整備</u></p> <p><u>(1)【県が実施する計画】</u></p>	情報名	情報発表条件	南海トラフ地震に関連する情報（臨時）	南海トラフ沿いで異常な現象（ ）が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 観測された現象を調査した結果、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合 南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が相対的に高まった状態ではなくなったと評価された場合	南海トラフ地震に関連する情報（定例）	「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合において評価した調査結果を発表する場合	<p><u>(新設)</u></p>	<p>国によるガイドライン等に基づく修正を行うまでの、暫定的な対応を定めるため記載</p>
情報名	情報発表条件							
南海トラフ地震に関連する情報（臨時）	南海トラフ沿いで異常な現象（ ）が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 観測された現象を調査した結果、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合 南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が相対的に高まった状態ではなくなったと評価された場合							
南海トラフ地震に関連する情報（定例）	「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合において評価した調査結果を発表する場合							

ア 知事又は危機管理監を本部長とする長野県警戒・対策本部を設置する。

イ 長野県地域防災計画に基づく「非常体制」により情報収集・連絡に当たるとともに本部員会議開催する。

ウ 市町村及び防災関係機関との連絡体制の確保県から各市町村、各消防本部、自衛隊及び指定地方公共団体に情報内容を周知するとともに防災情報システム等による連絡体制を確保する。



2 県民等への広報

(1) 地域区分

南海トラフ特措法に基づく地震防災対策推進地域とその他の2つのエリアに分けて広報を実施

(2) 呼びかけ内容（報道機関・市町村広報等を通じ周知）

		考え方	呼びかけ内容
推進地域	県民	<u>大きな揺れが予想されるため、被害を最小限にするための呼びかけを行う。</u>	<u>備蓄、家具固定、安否確認方法の再確認、運転時の徐行、高齢者等の避難準備</u>
	観光客等	<u>地震に遭遇しても怪我をしないよう注意点について呼びかけを行う。</u>	<u>情報の収集方法、地震発生時の注意点、避難所の開設情報</u>
その他	県民	<u>地震に備えた行動を求めるが、揺れや被害が相対的に小さいことから、</u>	<u>冷静な行動、備蓄、家具固定、安否確認方法の再確認</u>
	観光客等	<u>冷静な対応も併せて呼び掛ける。</u>	<u>震度の想定は5強以下であること。地震発生時の注意点</u>

3 県有施設の点検等

県が所管する施設のうち、県民が利用する施設や防災上重要な施設や設備について、最大限に機能が発揮できるよう、点検を行う。

また、推進地域内の施設では不急の行事の中止や学校の休校を検討する。

県有施設以外の関連施設の点検についても、施設管理者に対し対応を促す。

4 関連計画の取扱い

本計画をはじめとする東海地震に関する本県の既存の計画等については、国において新たな防災対応が定められ、国が「東海地震の地震防災対策強化地域に係る地震防災基本計画」等を修正する際、見直すこととする。